

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二十一号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「乳児院」の下に「、母子生活支援施設」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。